

本部法律扶助審査細則を次のように定める。

平成18年9月1日

日本司法支援センター
理事長 金 平 輝 子

本部法律扶助審査細則

(目的)

第1条 この細則は、日本司法支援センター業務方法書（以下「業務方法書」という。）第6条第5項に基づき、本部法律扶助審査委員（以下「本部扶助審査委員」という。）が行う審査に関する細則を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 本部扶助審査委員の定数は20名とする。

- 2 理事長は、本部扶助審査委員の中から、本部扶助審査委員長1名及び本部扶助審査副委員長5名を指名する。
- 3 本部扶助審査委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 本部扶助審査委員の補欠又は増員の場合において、その者の任期は当期の委員の残任期間とする。

附 則

この細則は、平成18年10月2日から施行する。